



2018年2月15日

各位

会社名 株式会社日立国際電気
代表者名 執行役社長 佐久間嘉一郎
(コード番号6756 東証第一部)
問合せ先 法務・CSR本部長 奥吉 章二
TEL 03-6734-9401

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2018年1月17日付で公表した「株式併合及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2018年1月17日付プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に第1号議案「株式併合の件」及び第2号議案「定款の一部変更の件」をそれぞれ付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2018年3月8日まで整理銘柄に指定された後、2018年3月9日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
2018年3月14日(予定)をもって、2018年3月13日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式17,690,043株につき1株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
102,695,651株

④ 効力発生前における発行済株式総数
102,695,656株

(注)当社は、2018年1月17日開催の取締役会において、同年3月13日付で自己株式

2,525,603株を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
5株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
20株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、HKEホールディングス株式会社（注）（以下「HKEホールディングス」といいます。）及び株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てHKEホールディングスに売却すること、又は同項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2018年3月13日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、HKEホールディングスが2017年10月12日から2017年12月8日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株あたりの買付価格と同額である3,132円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(注) HKEホールディングスは、本公開買付けを通じて当社株式を取得及び所有し、本公開買付け成立後に、当社の事業活動を支配及び管理することを主な目的として、日本法に基づき2017年2月2日に設立された合同会社であり、本日現在、Kohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.（関係会社及びその他の関連事業体を含みます。）によって間接的に運営されている、ケイマン諸島法に基づき2017年2月2日に設立されたリミテッド・パートナーシップであるKKR HKE Investment L.P.が、HKEホールディングスの持分の全てを所有しているとのことです。HKEホールディングスは、2017年12月13日付で合同会社から株式会社へ組織変更しています。

2. 第2号議案（定款の一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2018年1月17日付プレスリリースに記載のとおりです。

本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である2018年3月14日に当社株式の発行可能株式総数は20株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式の権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

以上の各変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2018年3月14日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2018年2月15日
② 整理銘柄指定日	2018年2月15日
③ 当社株式の最終売買日	2018年3月8日
④ 当社株式の上場廃止日	2018年3月9日
⑤ 本株式併合の効力発生日	2018年3月14日

以上